

令和 2 年度 指定等文化財

2-1 県指定文化財

① 記念物（史跡） 安居近世用水路 附 安居暗渠碑

- 1 種別（区分） 記念物（史跡）
- 2 名称（員数） 安居近世用水路
附 安居暗渠碑（2,680.69 m²：暗渠 2,425.0 m²、
開渠 1：94.11 m²、開渠 2 157.58 m²、安居暗渠碑 4.0 m²）
- 3 所有者 [暗渠] 個人（取水口）、個人（出水口）
[開渠] 河川管理者 和歌山県知事
[安居暗渠碑] 宗教法人 三須和神社
- 4 管理者 安居区、安居寺山水利組合
- 5 所在の場所 [暗渠] 白浜町向平（取水口）、白浜町神宮寺（出水口）
国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による第Ⅵ座標系を基準とする A 点（X=-262,976.562、Y=-48,576.429）及び B 点（X=-263,053.480、Y=-48,373.093）を結ぶ基線から両側 5m 及び標高 49.0m から 53.0m の暗渠部分
[開渠] 白浜町寺山（開渠 1）、白浜町安居（開渠 2）
[安居暗渠碑] 白浜町安居
- 6 指定年月日 令和 3 年 4 月 16 日

（指定理由）

安居近世用水路は、西牟婁郡白浜町向平から安居に至る約 2 km にわたり、江戸時代後期に整備された用水路である。この用水路は、当時の安居村の水田を潤すことを目的に、同村の庄屋であった鈴木七右衛門重秋（1741～1828）の主導のもと、日置川から導水して整備が行われた。起工は寛政 11 年（1799）で、資金難による中断がありながらも文化 2 年（1805）に竣工した。

和歌山県南部は、急峻な山地が海岸近くまで広がり、水田に適した平地が少ない。その限られた平地で水田を営むにあたっては水利の確保が不可欠であり、灌漑用水路の整備を行うことで恒常的な水の確保を目指した。しかし、日置川は、水田面に比べ水位面が非常に低く、堰堤を築造し水位を上げて取水する用水路整備では取水が困難であった。そのため、この用水路では、蛇行する日置川に突き出た丘陵の付け根部分に上流部から下流部に向けて暗渠を穿ち、その出水口からは開渠で通水する方法をとっている。用水路は、当時の暗渠及び開渠の一部が残存しており、改修を加えながら現在も機能している。

暗渠は、白浜町向平から神宮寺にかけて、直線距離で 242.5m にわたり泥岩を掘り抜いた水路である。掘削は取水口と出水口の双方から行われた。途中、岩盤の硬いところを避けて若干蛇行するものの、ほぼ直線的に掘削されている。暗渠の横断面は高さ 0.9～2.4m、底

面幅 0.3～1.0mである。勾配は、取水口と出水口の高低差が 22 cmと非常に緩やかである。

開渠は、県道 37 号線（日置川大塔線）沿いに所在する。現在は、大半がコンクリート製の水路に変更され、また隣接の県道の改修によって暗渠化されている状況にあるが、2か所で石組みの側壁が往時の姿を遺している。そのうち、北側の水路（開渠 1）は延長 20.4m、南側の水路（開渠 2）は延長 27.5mである。双方とも水路上幅 1.6～2.7m、底幅 0.8～1.2m、深さ 2.0～2.3mである。

安居暗渠碑は、11 代紀州藩主徳川^{なりゆき}齊順が勘定奉行に命じ、天保 5 年（1834）に仁井田^{にいだも}模一郎^{いちろう}源^{みなもと}好古^{のよしふる}に撰文させて建てさせた碑である。碑文には用水路建設の経緯と鈴木七右衛門重秋の遺徳が記されている。また、建設経費についても、開渠部を紀州藩、それ以外を安居村と鈴木家で負担したこと、総経費が 1200 両で、その内訳は紀州藩 380 両、安居村 400 両余り、鈴木家 400 両余りであったことが記されている。

以上のとおり、安居近世用水路は、和歌山県における近世灌漑用水路の中でも特異かつ傑出した事例であるとともに、近世における測量技術や土木技術の高さをものがたる貴重な遺跡でもある。また、安居暗渠碑は、用水路の概要や経緯等が記録されており、安居近世用水路を理解するために重要な石碑である。これらは、安居寺山水利組合が長年にわたって管理し、地元の歴史愛好団体が保存活用や顕彰を行ってきた意義も大きい。そのため、取水口と出水口を含む暗渠並びに開渠のうち旧状を残す 2 か所を和歌山県指定文化財〔記念物（史跡）〕に指定し、「安居暗渠碑」を附指定して、保護を図るものである。



暗渠 坑内



暗渠 取水口



開渠 1



安居暗渠碑

②記念物（史跡）龍松山城跡

- 1 種別(区分) 記念物（史跡）
- 2 名称(員数) 龍松山城跡（11,234 m²）
- 3 所有者 一般社団法人市ノ瀬愛郷会、上富田町市ノ瀬財産区
- 4 所在の場所 上富田町市ノ瀬
- 5 指定年月日 令和3年4月16日

（指 定 理 由）

龍松山城跡は、上富田町市ノ瀬を中心に紀南地域に勢力を伸ばした山本氏の本拠である。山本氏は、室町時代には室町幕府奉公衆として各地の戦に参加するとともに、戦国時代には紀伊国守護畠山氏の分国支配に協力する。天正13年（1585）の羽柴秀吉の紀州攻めにおいては抗戦し、最後には熊野の山間部へ逃れ、天正の熊野一揆を煽動した。

龍松山城跡は、標高約123mの通称辰巻山の山頂に位置し、南北約250m、東西約160mの縄張りを有する。その広大な縄張りには、紀南地域において最大規模となる。曲輪は、一曲輪を中心として、二曲輪、三曲輪、二ノ段を配置される。また、一曲輪の周囲には比高約6mの急峻な切岸を削り出し、各曲輪の周囲には土塁を巡らせる。さらに城の南北は、横堀や縦堀により防御性を高める。

発掘調査では、礎石列や土坑列、石積みをもつ土塁、溝などの遺構が確認され、15世紀後半から16世紀前半にかけて曲輪が機能していたことが判明した。一曲輪では焼土や炭化物ならびに火を受けた土器などを含む整地層が確認され、戦による火災などを挟みながら山頂部分に広大な曲輪を造成したことがわかる。「畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署状」（久木小山家文書）及び「畠山植長奉行人遊佐長清・長宗信連署状写」（西向小山家文書『紀州小山家文書』）に記された龍松山城や市ノ瀬での軍事行動の記録は、こうした発掘調査の成果と一致する。出土遺物では多量の土師器皿と京都系土師器皿が見られ、式三献などの武家儀礼が行われたことがうかがえる。また、多数の輸入陶磁器、茶壺とみられる信楽焼壺や茶臼、碁石や煙管吸口などの出土遺物は、武家の居住区画として文化的な活動を示している。さらに、整地層や遺構埋土からは庭園などで用いられた円礫が多数出土しており、一曲輪には建物と庭園が存在した可能性も想定される。

こうしたことから、龍松山城跡が単なる詰城としての山城ではなく、居館としての機能も兼ね備えた武家の本拠であり、居住・貯蔵・儀礼の空間を併せ持つ恒常的な山城として機能していたと考えられる。龍松山城跡は、室町幕府奉公衆の段階から畠山氏の家督争いによる戦乱によって領国へ戻り、戦国時代には地域権力へと変化する山本氏の変質を示しているのである。

また、龍松山城跡の山頂からは山本氏の支配領域である富田川流域、山本氏に関連する城館群及び熊野参詣道中辺路を一望することができる。山本氏関連城館群の多くは交通の要衝上に位置し、関所や街道の支配など山本氏が独自に領域及び交通の支配を行ったことを

明確に示している。

以上のように龍松山城跡は、戦国時代における紀伊半島の政治情勢ならびに在地領主の支配形態とその変化を顕著に示す点で学術上の価値が高く、遺構の遺存状況も概ね良好である。このため、和歌山県指定文化財〔記念物（史跡）〕に指定して保護を図るものである。



一の曲輪



土塁



輸入陶磁器（青磁・白磁・染付）

2-2 県指定文化財（追加指定及び名称変更）

③ 記念物（史跡） 一遍上人名号碑 附 磨崖名号碑

- 1 種別(区分) 記念物（史跡）
- 2 名称(員数) 一遍上人名号碑 附 磨崖名号碑
(追加指定前面積 540.629 m² 錯誤のため 114.20 m²に訂正)
(追加指定面積 94.37 m²(草書碑枿石 35.41 m²、磨崖名号碑 58.96 m²))
(追加指定後面積 208.57 m²)
- 3 所有者 新宮市
- 4 所在の場所 新宮市熊野川町日足
- 5 指定年月日 令和3年4月16日

(指 定 理 由)

一遍上人名号碑は、時宗の宗祖である一遍上人（1239～1289）が熊野本宮へ参詣した後に「ばんげのみねのあたまたのじゅか萬歳峯頭樹下」に自ら刻んだ阿弥陀名号石塔を立てて吉祥塔と名付けたとされる13世紀後半建立の名号碑である（他阿真教『奉納縁起記』嘉元4年（1306））。一遍上人の真筆と伝わる名号碑には、それぞれ「行書碑」、「草書碑」と呼ばれる2つの碑が存在している。幾度もの破損、修理等を経ているものの、現在にその姿を残しており、和歌山県の歴史を考えるうえで重要な遺跡であることから、行書碑を「一遍上人名号碑建立之地」として昭和44年7月14日に和歌山県指定文化財〔記念物（史跡）〕に指定している。なお、文政10年（1827）に埋納されたとされる草書碑は、現代になって掘り出され、行書碑の傍らに置かれている。

このたび、指定地の周辺に残されていた行書碑以外の一遍上人の名号碑に関係する遺跡について調査を行った。

「草書碑枿石」は、行書碑より東へ約500m下った場所に位置する。幅2.7m、奥行2.8m、高さ1.3mの流紋岩を刳り貫いた石造物である。近年の研究により、本来はこの枿石に草書碑がはめ込まれていたことが明らかとなった。これは『遊行 在京日鑑』安永5年（1775）6月9日の項（遊行第53世他阿尊如）に記載のある「石の唐戸」に当たり、遊行第52世他阿一海が、宝暦10年（1760）に日足村大庄屋の西宇平治に依頼し、折損した名号碑の修理をした際に製作されたものと考えられる。

「磨崖名号碑」は、名号及び碑文が彫られた幅4.4m、奥行6.4m、高さ3.5mの流紋岩塊である。碑文には、この磨崖名号碑が製作された経緯が書かれており、これによると破損していた草書碑を文政10年（1827）に行書碑付近へ埋蔵した代わりに写しとして製作されたものであることがわかる。この磨崖名号碑も行書碑と同様に、時宗の遺跡として現在も信仰の対象になっている。なお、この歴史的価値により、新宮市指定文化財（史跡）に指定され、保護が図られてきた。

こうしたことから、「草書碑枿石」及び「磨崖名号碑」は、一遍上人名号碑のうち草書碑

の修復等を裏付ける石造物であり、和歌山県の歴史を語る上で欠かすことのできない重要な遺跡である。そのため、一時期において一遍上人の名号碑の場所であった「草書碑砕石」を和歌山県指定文化財〔記念物（史跡）〕「一遍上人名号碑建立之地」に追加指定し、一遍上人の名号碑のうち草書碑を写した「磨崖名号碑」を附指定して、保護の万全を図るものである。

また、行書碑も含めたこれらの遺跡の場所は、当初に建立された場所ではなく修理の際に移設された場所であることから、「一遍上人名号碑 附 磨崖名号碑」に名称変更を行うものである。



行書碑 (既指定)



草書碑



磨崖名号碑



草書碑砕石

2-3 県指定文化財（追加指定）

④ 記念物（天然記念物）

じごせのくすのき 十五社の樟樹

- | | |
|----------|---|
| 1 種別（区分） | 記念物（天然記念物） |
| 2 名称（員数） | 十五社の樟樹
(追加指定面積 116.25 m ² (追加指定後面積 689.41 m ²)) |
| 3 所有者 | ①：妙楽寺薬師講
②：かつらぎ町 |
| 4 所在の場所 | 伊都郡かつらぎ町大字笠田東 |
| 5 指定年月日 | 令和3年4月16日 |

6 指定理由

十五社の樟樹は伊都郡かつらぎ町大字笠田東字十五社の妙楽寺薬師講境内に聳え立つ県内で最大の幹周を誇るクスノキであり、昭和33年4月1日に和歌山県指定文化財〔記念物（天然記念物）〕に指定された。幹周13.6m、樹高20m、枝張り25mを測る。地上高2mで幹が8本に分かれて力強く立ち上がり、毎年初夏になると新緑がまぶしく、整った樹冠が人々を魅了してきた。名称はかつて境内にあった十五社明神に由来する。

しかし、根が展開している範囲の開発や舗装等により樹勢に衰えが見え始めたため、周辺に展開する根を保護する目的で、平成28年に当該木の所在する土地を含む3筆が追加指定された。

当該樹木は既指定地外にも広く根が展開していることから、周辺地も含めて保護するため、更に隣接地を追加指定して保護の万全を図るものである。



十五社の樟樹全景